

平成21年 5月25日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18720090
 研究課題名（和文） 1949年以前の中国映画界における外国映画の受容とその影響に関する研究
 研究課題名（英文） Acceptance and influence of overseas cinema in China before 1949

研究代表者
 菅原 慶乃（SUGAWARA YOSHINO）
 関西大学・文学部・准教授
 研究者番号：30411490

研究成果の概要：

本研究は、中国初期映画史における外国映画の諸影響に関する基礎的な研究を遂行したものである。その成果は、（1）新資料の発見と分析、（2）既存の映画史研究の枠組みを越えた学際的、比較文化的映画史研究手法の開拓、の二点に大別することができる。前者については、中国国外の公文書館、図書館等での資料調査を行い、新資料の開拓に努めた。このような資料の分析の結果、映画産業史、映画文化史、映画制度史の各方面に新たな研究視座を拓くことが可能となり、後者の成果へと繋がった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,300,000	0	1,300,000
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,100,000	180,000	3,280,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文学・各国文学、文学論

キーワード：中国映画、映画雑誌、映画産業、租界、検閲

1. 研究開始当初の背景

(1) 従前の中国映画史における問題点

2005年に100周年を迎えた中国映画史は、他のアジア諸国と同様、その初期段階より外国映画の多大な影響を受け、展開してきた。外国映画の各種様式や理論を旺盛に受容する一方で、外国映画における中国人表象の「不適切さ」が中国映画人たちの民族感情を傷つけ、排外ナショナリズムの流れをも生み

出した。とりわけ、中華人民共和国成立以前の映画史において、外国映画の影響は計り知れないほどに多大である。

しかしながら、従前の中国映画史研究ではこの点に関する十分な研究がなされてきたとは言えない。その背景には、従来の中国映画史研究が、どちらかと言えば中国映画“思想”史に偏重してきたことが挙げられる。その代表的研究としては、程季華による『中国電影發展史』があるが、こうした研究において、作品評価の基準はそれが左翼運動の發展

に寄与したか否か、どの程度貢献していたか、という点が中心に据えられる。この枠組みにおいては、中国映画史の「黄金期」は1930年代、聯華影片公司を中心とする「社会主義リアリズム」の手法による諸作品により築かれた、とされる。一方、その前段階である1920年代の映画人達に対しては、以下のような評価が下されている；「これら様々な映画会社の創設者、投資者、責任者の中には、買辯やごろつき、プチブルの商人の他、資本金が脆弱なブルジョワ階級の者、海外留学を経験した資産階級の知識エリートがいた。彼らの出身階級、経済的基盤、社会的経験や映画事業への興味、態度や抱負はそれぞれ異なり、複雑であるが、経済的観点から言えば、概ね外国の帝国主義や国内の封建勢力が、大なり小なり関わっている点では共通している。彼らのうち大多数が、金儲けの為に映画会社を設立したのであり、映画が小市民観客を惹きつけ、所謂「興行価値」がありさえすれば、皆映画制作業に殺到し乱作したのであった」（程季華『中国電影發展史』（上）、p.54）。

1930年代の「黄金期」の到来は、1920年代における国産映画産業の急速な成熟があってこそ迎えることができたという点は多言を要さないが、中国映画史は長きにわたり、1920年代への視座を自ら閉ざしていたのだ。

（2）近年の変化—映画史研究の多様性の出現とその展開

とはいえ近年中国において、映画史研究を含めた歴史研究は急速に緩やかな広がり多様性を見せるようになった。即ち、李道新氏（産業史、外国映画受容史）、汪朝光氏（民国期映画制度史）のように、政治イデオロギーを基軸に据えた映画作品研究とは全く異なる研究手法による映画史研究がにわかに出現したのである。

このような動きの中最も注目される研究テーマとしては、次のようなものがある

- ① 新中国建国前の上海における国民党政府による映画制度の制度的変遷
- ② 映画産業の展開；グリフィスの映画理論に代表される外国の映画理論の中国における受容
- ③ 民国初期における映画の産業史的研究。

これらの研究テーマは、従来の中国映画史においてほとんど顧みられることのなかったものである。

また、『映画のなかの上海—表象としての都市・女性・プロパガンダ』（慶應義塾大学出版会）を記した劉文兵氏や、日中戦争期上海における日中合作映画会社について一連の研究を行った晏妮氏のように、従来の映画

史観では研究が困難であったテーマにかんする研究も近年目立って盛んとなっている。このような研究が、従来の中国映画史の枠組みを再構築するものであることは言うまでもないだろう。

（3）本研究の位置づけ

しかしながら、これらの新しい研究はまだ緒に就いたばかりであり、様々な不足や困難を抱えていることもまた事実である。

とりわけ、これら新しい研究の方向性には一定程度の多様性は確認できるものの、多くは断片的な研究に留まる傾向がある。さらには、部分的には従来の映画史観から比較的自由であっても、大局的にはそれに依然として依拠しているものも見られる。こうした点は、中国映画史研究が多様性獲得に向けて展開していかなければならないことを鑑みた時、少なくとも影響を及ぼしているものと思われる。なかでも、中国映画史の初期における外国映画の影響について、系統的かつ総合的な視座からまとめた研究は未だ存在しないという点は、大きな課題であると言わざるをえない。

そこで筆者は、“比較文化論的アプローチ”の観点からの中国～外国間の映画関係史の構築をめざし、本研究の遂行にあたった。具体的には、以下の「2 研究目的」、「3 研究手法」、「4 研究成果」の各項目で述べる。

2. 研究の目的

本研究は、民国期の上海を中心とする中国映画界において、中国映画が外国映画の美学的・理論的影響をどのような形で受けたのかを解明するものである。従来の中国映画史の記述のされ方には、一国史観に基づいた「左翼」映画史的な色彩が濃厚に見られ、国境を越えて流通する「商品」としての映画が本来的に有する美学上の「越境性」に対して、大きな注目が払われることがほとんどなかった。本研究はこのような不足点を補い、中国映画研究における「比較文化論的アプローチ」を確立するものである。

各年度における具体的な目標は次の通りである。

（1）H18年度

研究の初年度であるこの年度は、以下の各目標にもとづきながら、関連する基礎的一次資料の収集・分析を中心に行った。

- ① 当該時期における主要な中国映画のうち現存するものについて、映画美学的特徴を明らかにする。
- ② 当該時期に上海を中心に流通していた主要新聞・雑誌等及び映画人の回想録等から、この時期の上海における影響力の大き

な外国映画に関する言説の諸相を明らかにする。

③②で得られた結果をもとに、特筆すべき外国映画に対して美学的分析を加え、①との比較考察を通し、中国映画が受けた外国映画の具体的な影響を導く。

なお、初年度の研究において、当初本研究が調査の対象としていた中国で発行された各種文字資料（書籍、雑誌類）の中には閲覧・入手困難であるものが相当数に上るという問題に直面した。そのため、研究目標の一つとして当初大きく掲げていた映画の美学的分析を行う前に、それに先んじる形で、基礎的一次資料の収集を強化する必要に迫られた。対象とする資料も、研究当初想定していた雑誌記事の他にも、数多くの公文書を利用する方向へ転換した。その結果、本研究における映画産業研究、映画制度研究の比重がより大きくなった事を付言しておく。

（2）H19年度

この年度は、前年度に行った1920年代までの調査にもとづき、上海の映画産業が成熟を見せ「黄金期」を築いていく1930年代を射程に入れ、美学面、理論面、産業面での影響の諸相を詳らかにすることを目指した。

（3）H20年度

この年度は、前年度に引き続き1920年代から1930年代を対象とし、中国映画界にとりわけ大きな影響を与えた外国映画（主にアメリカ映画）や理論について資料収集・分析を行うと同時に、映画産業における外国資本の影響について調査を進め、研究を総括することを目標とした。

3. 研究の方法

全研究期間を通じて、概ね以下の方法で研究を遂行した。

（1）資料収集

H18年度は日本、中国、台湾の各種図書館、公文書館、資料館等（オンライン上の調査を含む）を遂行し、主に中国語による書籍、雑誌、公文書の収集に当たった。

「研究目的」で述べたように、初年度には中国における資料収集上の大きな困難が発生した。このため、調査対象地域を中国、台湾のみならず、日本やアメリカの公文書へまで拡大した。このことで、本研究が最大の目標に掲げていた中国映画史研究における「比較文化アプローチ」の確立に有効であると思われる数々の資料の発見に繋がった。

H19年度およびH20年度は、アメリカにおける新資料の調査に加え、上海図書館、上海市档案馆における資料調査も引き続き行

った。

全研究機関を通して利用した主な機関は次の通りである。

①日本

関西大学図書館、京都大学人文科学研究所図書館、早稲田大学戸山図書館、慶応大学図書館

②中国

上海図書館、上海市档案馆、国家図書館、北京電影学院

③台湾

国家図書館、国家電影資料館、中央研究院近代史研究所档案馆、国史館（オンライン調査）

④アメリカ

議会図書館、国立公文書記録保管局

この他、購入できる文字資料については積極的に入手した。特に、中国において民国期雑誌のデジタル化、マイクロフィルム化が急速に進んでおり、本研究はこうした資料の入手により格段に効率化された。

さらに、近年とりわけ中国内外の初期映画のDVD化が進んでいることを受け、入手可能な映画作品については極力収集し、随時分析を行った。販売形態をとっていないものについては、現地の図書館・資料館等を利用した。

（2）資料の分析

随時遂行した。

（3）映像資料の分析

随時遂行した。

4. 研究成果

以下、各項目ごとにまとめて本研究の主な成果について報告する。

（1）資料収集面での成果

中国の各種図書館、資料館に保管されている資料のみならず、台湾や日本、アメリカにおいて断続的で綿密な資料調査を遂行したことにより、従前の中国映画史研究ではほとんど使用されてこなかった新資料を発見することができた。今後の研究に大きな影響を与えうる主要な資料としては、次が上げられる。

①上海共同租界工部局総弁処の映画関連文書；工部局映画検閲委員会設立前後のファイル（全4巻）等

②アメリカ合衆国駐上海領事館の映画関連文書；1922年のChina Trade Actにもとづき設立された会社の登記簿のうち、映画関連会社のファイル等

③同商務省貿易関連部局の上海オフィスにおける映画関連文書；1930年代に不定期に発行されていた中国および上海における映画関連レポート等

④国民党政府商業司の映画関連会社登記簿；主に1930年前後に登録された一部の映画関連会社のファイル等

とはいえ、これら新資料の発見が、初期中国映画史のマルチ・アーカイヴァル・アプローチ的観点からの再構築を保証するものではないということは、今後の課題として十分に自覚的しておかねばならないだろう。周知の如く、中国側資料入手の困難さ——それはある種日本の戦争責任の一部であるともいえるのであるが——が存在する以上、これらの新資料は、中国初期映画産業史の空白の一部を埋めるものであって、それを完全に代替するものではない。これらの資料をどうやって研究に取り込むべきかについては、今後も新潮に議論を重ねる必要があるだろう。

(2) 映画産業史の開拓にかんする成果

従来、中国映画史における映画産業に係る研究は、従来の映画史観上の縛りに加え、資料の乏しさも大きな障害となり、詳細に研究することがほとんど不可能であった。産業に関するまとまった統計はもとよりほとんど残されておらず、当時の文献を見ても極めて断片的な数字が参照されるに留まる。それを克服するために、李道新等は、『申報』に掲載された映画館の広告に掲載された映画のタイトルを頼りに、戦前上海における外国映画市場の規模を実証しようと試みたが（例えば李道新『中国電影專題研究』、2006）、この手法は産業史という観点から言えば必ずしも理想的な方法であるとは言い難い。

本研究により上述(1)の如く新しい資料が発見されたことにより、中国映画産業史の遂行がより現実に近いものとなった。とりわけ、上海を代表する映画興行主何挺然の上海南怡怡公司のようにアメリカ籍企業として会社登記をしていた映画興行会社の登記簿が発見できたことで、少なくとも映画興行会社の経営の実態が実証的に研究できるようになった。このことは、映画産業研究にとって大きな前進となるばかりでなく、「外国人の帝国主義による一方的な中国人支配」を前提とする従来の映画史観の根幹を揺るがすものである。

映画産業面での研究に関して、筆者は2006年度に所属先の関西大学より学術研究助成基金（奨励研究）を受け、上海の初期映画興行についての研究を行い、一定の成果を公表した（研究課題「1920～1930年代の中国映画界における外国映画の影響と外国映画市場の研究」）。今後は、こうした研究を基礎としつつ、本研究で獲得した資料面での成果をさらに加味することで、本方面における研究の一層の深化を進めていきたい。

なおこれに関連して、筆者はすでに2009年度に科学研究費（若手研究（B））「学際的アプローチによる中国—欧米間映画関係史構築に関する研究」を獲得し、本研究が目指した「比較文化的アプローチ」の上に、映画美学史と産業史、制度史を融合させた学際的研究を開拓する作業を遂行していることを付言しておく。

(3) 映画文化史面での成果

当時中国で読まれていたアメリカの映画雑誌を中心に調査を行った結果、1920年代初期に上海で発行された映画雑誌のうち、『影戲雑誌』（中国影戲研究社）や、後に明星影片会社の機関誌的雑誌となる『電影雑誌』に掲載された一部の記事、図版等が、アメリカ発行の映画雑誌Photoplayに掲載されたものと一致することを確認した。

その成果の一端は次の記事により公表した；「民国初期上海発行映画雑誌について—『影戲雑誌』と米国photoplay誌—」（『中国文芸研究会中国文芸研究会会報』、第312号、2007年10月）。

(4) 映画制度史面での成果

従前の「左翼」的映画史観にもとづく中国映画「思想史」においては、租界におけるさまざまな映画関連制度は批判の対象であっても、研究の対等とは成り得なかった。しかしながら、上海映画史を考察する場合、租界における諸制度を詳らかにしなければならぬことは言うまでもない。

本研究では新たに獲得した上海共同租界工部局の映画関連文書に基づき、工部局による映画検閲制度設立過程を実証的に考察すると同時に、その意味について検討した。その成果は、次の論文にて公表した；「上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について—映画検閲委員会設立前後から『危険大歓迎』事件まで—」（『關西大學文學論集』第58巻第1号）。当該論文は、公表に先立ち次の学会にて骨子を報告したものである；日本映像学会関西支部第52会研究会（2007年12月15日、於関西大学）。

これにより、国産映画の急増により映画の「質」が問題とされ国内で検閲を望む声が高まったこと、そして、映画の「質」とは公

序良俗を保証するという意味合いの他に、外国映画の場合はとりわけ他の国の人々（この洪深事件の場合は中国人）を侮辱する内容についても含まれる点を明らかにした。同時に、今日の中国映画史研究において帝国主義勢力が一方的に中国映画界を支配していたかのような言説が主流を占める中、本研究が示したように、帝国主義勢力の映検閲制度が極めて脆弱で計画性に乏しいものであったことは、映画史研究の根幹に影響する成果であると考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

①菅原慶乃

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について—映画検閲委員会設立前後から『危険大歓迎』事件まで—
關西大學文學論集、査読無し、第 58 巻第 1 号、2008、35～59

②菅原慶乃

民国初期上海発行映画雑誌について—『影戲雑誌』と米国 photoplay 誌—
中国文芸研究会会報、査読無し、第 312 号、2007、1-4

〔学会発表〕（計 1 件）

①菅原慶乃

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について 日本映像学会関西支部第 52 回研究会、2007 年 12 月 15 日、於関西大学

〔その他〕

ホームページ等

<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~sugawara/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅原 慶乃 (SUGAWARA YOSHINO)

関西大学・文学部・准教授

研究者番号：30411490